

令和 5 年 3 月 会 議  
第 33 回 綾瀬市農業委員会総會議事録

( 閲 覧 用 )

綾瀬市農業委員会

開催年月日 令和5年3月28日(火)

開催の場所 議会棟全員協議会室

出席委員

議席番号 1番 森山謙治	議席番号 10番 栗原良晴
議席番号 2番 比留川スミ江	議席番号 11番 橘川利一
議席番号 3番 笠間保一	議席番号 12番 加藤栄三
議席番号 6番 多田平雄	議席番号 13番 新倉賢一
議席番号 8番 比留川晴雄	議席番号 14番 古塩貞夫
議席番号 9番 鈴木洋一	

欠席委員

議席番号 4番 細谷則子
議席番号 5番 見上智

出席推進委員

第1地区担当 高橋重雄	第3地区担当 志澤輝彦
第2地区担当 内藤昭宏	

欠席推進委員

傍聴人 0名

提出した議案

- 議案第8号 新規就農者の認定事案
- 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請事案
- 議案第10号 農用地利用集積計画決定事案
- 議案第11号 引き続き農業経営を行っている旨の証明事案
- 議案第12号 綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程の一部を改正する

規程

- 議案第 13 号 綾瀬市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施工規程  
議案第 14 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段面積の廃止について  
議案第 15 号 綾瀬市新規就農等にかかる基準の一部改正について  
議案第 16 号 綾瀬市農業委員会令和 5 年度最適化活動の目標の設定等案の承認について  
議案第 17 号 綾瀬市農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について  
報告第 2 号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議事の要領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採決の要領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事務局長	浦山 豊
次長	青山 清
総括副主幹	田中 誠
主事	鈴木 孝治
主事補	小林 優

## 9時28分 開会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。（会長挨拶）

ただ今より第33回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。

本日、4番 細谷委員、5番 見上委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいたしております。

したがいまして、現在の委員数は11名、推進委員は3名でございます。

定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。次に3、議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。

本日は、9番 鈴木委員、10番 栗原委員のご両名にお願い申し上げます。

次に4、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（田中総括副主幹）（諸般の状況報告及び今後の予定報告）

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。

当日総会分を申し上げます。法第5条許可申請1件 340平方メートル、農用地利用集積計画決定9件 9,609平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明1件 6,525.05平方メートル、法第5条届出5件 446平方メートル、法第6条農地所有適格法人の事業等の報告2件 26,272平方メートル、農用地利用状況報告1件 16,735.27平方メートル、農地法適用除外処分1件 644平方メートル、合計21件 60,571.32平方メートルでございます。

なお、右側の欄に今年の案件累計を記載しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より5の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、新規就農者の認定をはじめ、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願ひいたします。

それでは、日程第1号、議案第8号、新規就農者の認定事案、整理番号1番についてを議題といたします。新規就農者の認定については「綾瀬市新規就農等にかかる基準」により、その審査を農地部会に付託しておりますので、農地部会長より報告を願います。

9番 鈴木委員

○9番（鈴木 洋一君）それでは私から農地部会での新規就農者の認定についての審議結果

につきましてご報告申し上げます。

本日 8 時 45 分から、古塩会長、森山職務代理、高橋推進委員にご同席いただき、わたくし以下、農地部会委員 5 名の出席のもと、新規就農者の認定事案につきまして、申請人を部会に招き審議いたしました。

審議に当たりましては新規就農等にかかる基準に照らし、申請者の農業技術力、農業経営に必要な農機具の保有状況、農業経営に必要な労働力の確保、常時従事日数等を勘案し、総合的に判断いたしました。申請者への聞き取り結果を交え、ご報告いたします。

それでは、総会議案書 4 ページをご覧ください。議案第 11 号、新規就農者の認定事案、整理番号 1 番につきまして、ご報告申し上げます。

初めに、申請者は記載のとおりで、耕作予定地につきましては、のちほど農用地利用集積計画決定事案にて上程いたします。

次に、申請者の農業経営の概要につきましては、申請者は約 14a を借り受けて就農をしますが、経営規模の拡大を目指しており、経営面積を 50a 以上にしたいと希望しております。

また、就農に際して、認定農業者の [REDACTED] 様、[REDACTED] 様に神奈川県営農指導員をお引き受けいただきましたので、その営農指導を受けながら取り組んでいくとのことでした。

当面の販路は、JA 直売所や及び自宅のある [REDACTED] の自宅での軒先販売等を予定しておりますが、就農後も積極的に勉強して技術の向上を図りたいとの事でございます。

作付け予定作物につきましては露地野菜が中心です。ナス、ピーマン、落花生、レタス、大根、さつま芋、ロマネスク、ズッキーニ等の作付けを予定しています。また、地場の特産物の作付けを行いたいという意向があることから、将来的には、高座スイカを希望しており、高座スイカ研究会への加入も検討したいとの意向でございました。ただ、しばらくは土づくりに専念したいと言っておりました。

次に農業経営に必要な労働力の確保及び常時従事日数についてですが、農業従事者につきましては、申請者及び妻で、従事日数につきましては、200 日を予定しております。忙しいときは奥さんが手伝うということでございますが、現在の耕作予定面積からして、十分と判断いたしました。

次に農業経営に必要な農機具の保有状況についてございますが、現在所有している農機具は耕運機 1 台、防除機 2 台で御座いますが、5 月には、7 馬力の耕運機、草刈払機、スパイダーモア、7 月には軽トラックを導入予定とのことでございました。耕作予定面積からして、導入の器具にて対応可能と判断いたしました。

次に申請者の農業技術力についてでございますが、申請者は、令和2年4月1日から令和5年2月28日までの3年間、神奈川県が主催する中高年ホームファーマー事業において、土作りや農機具の使用方法、栽培管理、農薬の使用方法、営農計画等の実地研修を履修しております、令和3年12月にかながわ農業ソポーター制度の認定を受けています。

のことから、新規就農等にかかる基準のうち、かながわ農業ソポーター制度による就農という要件を満たしてございます。

以上を勘案し、総合的に判断した結果、新規就農等にかかる基準は満たしており、今後も農機具の導入や経営希望面積からも営農意欲があると認められ、市内の農業の担い手不足の状況を考えるに、新規就農者が今後の綾瀬の農業の担い手になりうることが期待できるため、新規就農者の認定事案、整理番号1番につきまして、農地部会といたしまして、承認いたしました。以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）農地部会長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。新規就農者の認定事案、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、日程第2号、議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号4番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号4番でございます。

申請地は [REDACTED]、登記地目田、現況地目畠、地積340平方メートルでございます。転用目的は資材置場及び駐車場、転用理由は事業拡大に伴う資材置場及び駐車場確保のためでございます。譲受人は資材置場及び駐車場の不足に伴い今回の転用に至ったものでございます。権利の種類につきましては賃貸借権の設定、農地の区分につきましては第2種農地でございます。

場所につきましては、7ページの案内図をご参照願います。

また、別冊資料1で申請図面等を配布してございますので、併せてご参照願います。

なお、2ページの事業計画書のうち、2及び3の「別紙参照」の記載につきましては、3ページの1「申請の理由」及び4「面積の必要性」に内容が記載されておりますのでご確認をお願いいたします。

この転用に伴います工事の概要につきましては、主に砂利敷き施工で、周囲への防除対策といたしましては、土砂の流出を防止するため敷地外周に2メートル50センチの安全鋼板を設置、東側の境に、高さ1メートルの土留め鋼板を設置し、土砂の流出を防止します。雨水は外に漏れないよう雨水枠を設置するとともに、傾斜をつけ敷地内にて浸透処理いたします。土地利用計画につきましては、資料1の4ページに記載されております。工期は資料1の5ページのとおり許可後30日間でございます。

申請地は市街化調整区域・農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第2種農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第4班の代表の委員より報告を願います。12番、加藤委員。

○13番（加藤 栄三君）本件につきましてはですね、3月の22日、第4班、私のほか、新倉委員、志澤推進委員、事務局2名で、現地調査をいたしました。

なお、本日の審議案件につきましては、全て同日同メンバーで現地調査を行いましたので、御報告申し上げます。整理番号4番、今回の許可申請地 [REDACTED] 340平方メートルにつきましては、ブルーベリー、キウイが作付けされており、適正な管理が行われている農地です。資料のですね、土地計画図に記載のとおり、土砂雨水の流出に対する防除対策が講じられていれば、近隣の農地の営農には影響がないと考えられます。このことから、第4班としては、転用はやむを得ないと判断いたします。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入っていただきます。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より、申請がありました、[REDACTED] 登記地目田、現況地目畠、地積340平方メートルの農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすと

ころです。それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人 ( [REDACTED]君) おはようございます。私、[REDACTED]

[REDACTED]の代表取締役社長 [REDACTED]と申します。本日はよろしくお願ひします。

自己紹介としまして弊社は綾瀬市に事業所を構えています。内容は、ハウスクリーニングでしたり、大型施設の清掃等をやっております。またゼネコンさんの仕事で、養生クリーニングという仕事もやっております。あとは特殊清掃ですね、そういう仕事等をしている事業所であります。所在地は綾瀬市 [REDACTED]に本社は置いてあります。

よろしくお願ひします。

1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について、先ほども申し上げました通り、[REDACTED]という会社としてクリーニングと養生、クリーニング特殊清掃という仕事をしております。現在はですね、本社の事務所の下に駐車場があるんですけど、そこを倉庫として利用しています。現在倉庫では、1人しか中に入ることが出来ないぐらい、荷物で逼迫してるっていう状況であります。車両は現在6台所有しております。従業員が月ぎめのほうから、駐車場からですね、各自取り合って、会社の下の倉庫で荷物を持って行ったり、降ろしたりいうような作業をしております。

1台しか置けないので時間がかなりかかってしまうこともあります。また現在ですね、その公道に車を歩道に乗り上げてですね、そういう積み替えの作業をしております。

歩行者等が通ったりするので、資材置場等適正な面積を使用とするので、今回申請の理由となりました。

2 土地利用計画及び施設概要について、事業内容として資材等を車両に運搬することが基本となり、候補とする資材置場が本社の付近にあることがやはり望ましい。適切な面積として340平方メートルが必要となり、車両等の取材を載せかえ、スペースがある場所を候補地として考えております。

3 転用計画と周辺への防除対策等についてです。安全鋼板を周囲に囲います、砂利を下に敷きまして、外構工事を通して利用します。安全対策をしていきます。

4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、こちらは場所も平地で、特に警備員をつけて、何か作業をするというようなところは特にないので、周辺地域に於いて安全対策は、中で作業を行いますので、適正に警備員がする必要がある際は、警備員等を配置して、作業するようにいたします。

5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について、隣の耕作者の方からお話をしまして、承諾を受けていますので、そちらのほうは説明しております。

6 施設の管理計画について、安全鋼板等で周囲を囲み、ゲート等も設置いたします。お休みはそのゲート閉め、しっかりと外部の方が入れないような対策は行います。休みの日はもちろんそういう作業で、夜間等も特にイレギュラーがない限りは、基本的には施錠をして、各自帰社するというイメージとなります。以上となります。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質疑は、以上といたします。

それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。

以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたら、ご発言願います。3番 笠間委員。

○3番（笠間 保一君）本件について地元委員として発言いたします。3月26日、現地確認を行い、申請人に面会してまいりました。許可申請地は、譲渡人が果樹を栽培しておりましたが、現在、会社員をしており、農業経営が難しくなってきたため、転用して土地活用を図りたいということです。地元委員としては農地が減少することは、残念な思いですが、

家庭の状況、近隣の営農への被害防止措置がとられていること、第2種農地に該当し、転用可能な農地であることから、転用はやむを得ないと思います。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号4番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することいたします。

次に、日程第3号、議案第10号、農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号20番から23番までの4件は申請人であります使用借人が同一人でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、一括して審議いたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。議案第10号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号20番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積18,431平方メートル、申請地は [REDACTED] 外1筆、地目田、地積合計653平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間です。利用目的は水稻、設定初年は、令和5年、新規でございます。

都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。

場所につきましては、9ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は農業経営を行っておらず、管理が困難なことから貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号21番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

申請地は [REDACTED]、地目田、地積 495 平方メートルでございます。

利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 20 番と同一でございます。場所につきましては、11 ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は農業経営を行っておらず、管理が困難なことから貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 22 番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

申請地は [REDACTED] 外 1 筆、地目田、地積合計 661 平方メートルでございます。

利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 20 番と同一でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は 250 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書 14 ページ、15 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 23 番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

申請地は [REDACTED]、地目田、地積 495 平方メートルでございます。

利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 20 番と同一でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は農業経営を行っておらず、管理が困難なことから貸し付けを行いたいとのことでございます。

この 4 件の使用借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積は 18,431 平方メートルで、自作の田 1,707 平方メートル、自作の畑 13,977 平方メートル、利用集積による畑 2,747 平方メートル、本件申請地周辺に農地を所有しており一帯で耕作を行う予定であり、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機 3 台、トラクター 4 台、防除機 2 台等を保有して

おります。農業従事者は、本人及び母の計2名、従事日数は280日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしており、管理する農地に遊休農地はございません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。

○12番（加藤 栄三君）整理番号20番、21番、22番、23番、全て田んぼで御座いまして、耕運状態になっております。適正に管理されておりました。第4班としては今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。以上です。

H議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。 第3地区志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）本日の案件は、3月21日午前9時より、4班の加藤委員、新倉委員、事務局2名と同行させていただいたので報告いたします。

なお、本日の全ての案件については、同日、同メンバーで確認いたしましたので、今後は割愛させていただきます。

整理番号20、21、22、23を現地で確認したところ、全て耕運状態で、農地として適切に管理されていました。推進委員といましましては、農用地利用集積計画は、問題ないと判断しました。皆さんの御審議よろしくお願ひします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願いします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号20番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号21番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されま

した。

続いて、整理番号 22 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号 23 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号 24 番についてを議題といたします。  
事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹） 総会議案書 16 ページ、17 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 24 番でございます。申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。

賃借人の耕作面積 10,089.46 平方メートル、申請地は [REDACTED] 外 4 番、地目畠、  
地積合計 2,431 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定  
期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、  
設定初年は令和 5 年、新規の権利設定でございます。

都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきま  
しては、17 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は 200 日農業従事しておりますが、  
管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます

一方の賃借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積の 10,089.46 平方メートル  
は自作の畠 6,968 平方メートル、利用集積による畠 3,121.46 平方メートルで本件申請地  
周辺農地を所有しており一帯で耕作を行う予定であり、管理する農地に遊休農地はござ  
いません。農業従事状況につきましては、耕運機 2 台、トラクター、防除機 2 台等を保  
有しております。農業従事者は、本人及び妻、父母の計 4 名で、従事日数は 150 日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしてお  
ります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君） 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認して

いただいている第4班の代表の委員より報告を願います。12番 加藤委員

○12番（加藤 栄三君）整理番号24番 [REDACTED] 外4筆 2,431平方メートルは、耕耘状態であり適正に管理されておりました。第4班としては今回の利用集積は、問題ないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。 第3地区志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）整備番号24の、現地を確認したところ、加藤委員からの報告もあったとおりきれいな耕耘状態で、農地として適切に管理しておりました。推進委員といたしましては、利用集積には問題ないと判断しました。皆さんの御審議よろしくお願ひします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号24番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号25番についてを議題といたします。  
事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書18ページ、19ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号25番でございます。

申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積21,702平方メートル、申請地は[REDACTED]、地目畠、地積991平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は令和5年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、19ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は 200 日農業従事をしてございますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の賃借人の状況でございますが、年齢は ■歳、耕作面積の 21,702 平方メートルは自作の田 317 平方メートル、自作の畑 9,511 平方メートル、利用集積による畑 11,874 平方メートルで本件申請地周辺農地を所有しており一帯で耕作を行う予定であり、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター2台、防除機等を保有しております。

農業従事者は、本人及び妻の計2名で、従事日数は300日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。12番 加藤委員

○12番（加藤 栄三君）整理番号25は、■の、991 平方メートルは耕耘状態であり、適正に管理されてました。第4班としては、今回の利用集積は問題ないと判断いたします。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。 第3地区志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）整理番号25の申請地を確認しましたら、きれいな耕運状態で農地として適正に管理しておりました。

推進委員といたしましては、利用集積に問題ないと判断しました。皆さんの御審議よろしくお願いします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号25番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号 26 番、27 番の 2 件につきましては申請人であります使用借人が同一人でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、一括して審議いたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹） 総会議案書 20 ページ、21 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 26 番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

申請地は [REDACTED]、地目畠、地積 570 平方メートルでございます。

利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和 5 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、21 ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は 250 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書 22 ページ、23 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 27 番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

申請地は [REDACTED]、地目畠、地積 839 平方メートルでございます。利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 26 番と同一でございます。場所につきましては、23 ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は 250 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、先ほどの議案第 8 号で農地部会長からご発言がありましたとおりでございます。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君） 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。12 番 加藤委員

○12番(加藤 栄三君) 整理番号26番、27番、続いて説明させていただきます。

[ ]、570平方メートルと[ ]、839平方メートルは先ほどの新規就農者農地部会鈴木会長より、説明あったんですが、[ ]さんという方が借り受ける畑なんですが、荒廃地で全く今まで作付けされてない荒廃地で、現在は草刈りがやっと終わりまして、その草を肥料にするということで脇へ寄せておりました。これからですね、抜根、耕耘と、時間がかかると思いますが、賃借人は非常に前向きであり、計画もしっかりとしておりますので、良い畑になると思います。第4班としては、今回の利用集積は問題ないと判断しました。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。 第3地区志澤推進委員

○第3地区(志澤 輝彦君) 整理番号26、27番を確認したところ、加藤委員から報告があったとおり、草刈りの後で、荒廃地で両方ともそういう形ですが、本人も確認の当日、草を集めたり大変熱心で農協の応援もあるようで、これから抜根をしていく予定ということで、推進員といたしましては、農地利用集積の計画については問題ないと判断しました。皆さんの御審議よろしくお願ひします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願ひします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号26番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号27番について、賛成の委員の挙手を求めます。

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号28番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹） 総会議案書 24 ページ、25 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 28 番でございます。申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積 73,412.50 平方メートル、申請地は [REDACTED] 外 2 筆、地目畠、地積 2,474 平方メートルでございます。

利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間です。

利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 26 年、通算 4 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、25 ページの案内図をご参照願います。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 26 年、通算 4 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。

賃貸人は 30 日農業従事しておりますが、所有する農地の 7 割を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の賃借人の状況でございますが、法人代表者の年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積の 73,412.50 平方メートルは、当市におきまして自作の畠 3,864 平方メートル、利用集積による畠 16,844 平方メートル、海老名市におきまして自作の田 1,777 平方メートル、自作の畠 767 平方メートル、利用集積による田 13,220 平方メートル、利用集積による畠 17,983.50 平方メートル、厚木市におきまして利用集積による田 11,857 平方メートル、愛川町におきまして自作の田 7,100 平方メートルで、市内の農地につきましては本件申請地周辺農地を所有しており一帯で耕作を行う予定であり、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、トラクター 5 台等を保有しております、農業従事者は、法人代表者及び従業員の妻、子の計 3 名で、従事日数は 360 日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君） 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。12 番 加藤委員

○12 番（加藤 栄三君）、整理番号 28 番、[REDACTED] 外 2 筆、2,474 平方メートルは、レタスがきれいに作付けされております。適正に管理されております。

第 4 班としては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様の御審議よろしく

お願いいいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第3地区 志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）整理番号28の申請地を確認しましたところ、レタスの作付中で、農地として適正に管理されておりました。推進委員といたしましては、この農用地利用集積計画の決定については、問題ないと判断しました。皆さんの御審議よろしくお願いします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号28番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、議案第11号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号2番を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書26ページから28ページをご覧ください。

日程第4号、議案第11号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号2番でございます。申請人は記載のとおりでございます。

申請地は [REDACTED] 外3筆、登記地目畠及び山林、現況地目畠、地積合計6,525.05平方メートルでございます。

内容といたしましては、租税特別措置法第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年1月27日から令和5年3月28日まででございます。相続開始年月日は、令和元年5月21日で、今回が1回目の証明願でございます。場所につきましては、27ページ、28ページの案内図をご参照願います。

申請人は、年齢は [REDACTED] 歳、農機具は、トラクター、防除機を保有しております。

農業従事者は本人及び妻の計2名、従事日数は300日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。12番 加藤委員

○12番（加藤 栄三君）整理番号2番、[REDACTED]外3筆、トータル6,525.05平方メートル、全て作付け準備のためにきれいに耕運されております。

第4班としては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に、問題ないと判断いたします。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。3番 笠間委員

○3番（笠間 保一君）本件につきまして、地元委員として発言いたします。3月25日、私も現地確認を行い申請人に面会してまいりました。

現地は、今、第4班の代表の方から報告がありましたとおり、作付け準備のため、27ページ、28ページともに、きれいに耕運されしっかりと管理されていました。申請人は相続した農地で、これからも農業経営を行っていきたいと意欲的にお話をされていました。地元委員としては、申請者の農業の継続意思も確認出来ましたので、引き続き農業経営を行つてゐる旨の証明の発行に、問題がないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行つてゐる旨の証明願事案、整理番号2番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よつて、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

ここで暫時休憩いたします。

10時30分から

10時40分まで

○議長（古塩 貞夫君）再開いたします。加藤委員が都合によりまして、退席されましたので現在の委員数は10名、推進員3名でございます。

日程第5号、議案第12号、綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程の一部

を改正する規程についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（鈴木主事） それでは、議案第12号綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程の一部を改正する規程につきまして、説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方公務員法の改正に伴いまして、職員の定年年齢が60歳から段階的に65歳に引き上げられ、このようなことから、国に準拠し、同様に改正を行うものでございます。農業委員会事務局におきましても、「職員の服務、給与、人事などの取扱いについては、綾瀬市長の事務部局の諸規定の例による。」とされておりますので、同様に改正を行うものでございます。

まず、議案で第3条が改められておりますが、この3条は臨時、又は非常勤以外の職員の種類の内容、再任用職員の内容が規定されています。ここで、定年に関して説明させていただきますが、定年に関しては、改正内容が4点ございます。

1点目は、令和5年度に60歳を迎える昭和38年度生まれの職員から定年年齢が61歳となりまして、以後、1学年下がるごとに1歳ずつ引き上げられ、昭和42年度生まれ以降の職員は65歳定年となり、段階的な定年引上げを完了させるものでございます。

2点目は、組織活力を維持することを目的に管理監督職、職務上限年齢、いわゆる役職定年制を導入し、組織の新陳代謝を確保し、活力を維持するというものでございます。

3点目は、定年前再任用短時間勤務制度というものを規定し、自身の希望により60歳に達した年度に退職し、短時間勤務の職での採用を可能とします。これは、現在の再任用短時間勤務同様の勤務形態となります。

4点目は、59歳時点で60歳以降の任用形態、給与、退職手当等に関する情報を提供し、対象職員の60歳以降の勤務形態の意思確認を行うというものでございます。

次に、給与に関しての一部改正でございますが、改正内容が2点ございます。

1点目は、当分の間、60歳に達した職員の給与については、定年時の最終の給料月額の7割水準とするものでございます。

2点目は、退職時点で管理職手当を受給している職員は、降任、また、給料が7割水準となることから、給料月額の7割水準を保つために、その差額を管理監督職、職務上限年齢調整額として支給するというものでございます。

次に、退職手当に関する一部改正でございますが、退職手当の算定に当たりましては、60歳を迎える年度末時点のピーク時の給与月額を基礎額として算出するというものでございます。最後に、このような改正を受けまして、綾瀬市職員の再任用に関する条例は廃止さ

れます。廃止されてしまうと私たちのような再任用職員はどうなってしまうのかということになりますが、この条例の廃止は、改正後の条例におきまして、新たに暫定再任用職員制度という規定を設け、現行の再任用制度と同様の雇用を継続していくというものでございます。議案書の30ページにございます改正文の趣旨といたしましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程の一部を改正する規程の承認について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、原案のとおり、承認することに決定されました。

次に、日程第6号、議案第13号、綾瀬市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行規程の制定についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（鈴木主事）それでは、議案第13号 綾瀬市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行規程につきまして説明させていただきます。

初めに、本規程を制定する理由でございますが、従来、国の行政機関、独立行政法人と民間事業者及び各地方公共団体でそれぞれ個別に定められていた個人情報の保護に関する規定が改正法で統合され、全国的な共通ルールとして法律で規定されたものであります。

個人情報保護に関しては、地方自治体ごとに規定内容に違いが見られることから、国・民間・地方における個人情報保護の取扱いレベルを全国的に統一する趣旨から法律が改正されました。令和5年4月1日からは、本市でも法が直接適用されるため、市でも現行の綾瀬市個人情報保護条例を廃止し、法の施行に関し必要な事項として、法で委任された事項、また条例で定めることが許容される事項を規定する綾瀬市個人情報の保護に関する法律施行条例が4月1日に施行されます。

農業委員会も同様に、現在の綾瀬市農業委員会の所管に係る綾瀬市個人情報保護条例施行規程を廃止し、新たに綾瀬市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行規程を制定するものでございます。

簡単に言わせていただきますと、今まで各市が独自で個人情報保護条例を規定しておりましたが、法改正によりまして、先ほど申し上げましたように全国的な共通ルールとして制定するものでございます。

この改正によります主要な変更ですが、人権、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴などの要配慮個人情報の収集が今まででは、個人情報の審査会を通さないと出来なかつたものがですね、市の判断で収集できるようになったことや、またオンライン結合による情報提供、開示請求の一部が変更ということになりました。説明としては以上であります。

よろしくお願ひします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。綾瀬市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行規程の制定の承認について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、原案のとおり、承認することに決定されました。

次に、日程第7号、議案第14号、農地法第3条第2項第5号に規定する面積に代わるべき別段の面積の廃止についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書36ページ、37ページをご覧ください。

議案第14号、農地法第3条第2項第5号に規定する面積に代わるべき別段の面積の廃止、いわゆる下限面積の廃止についてでございます。廃止理由につきましては、毎年農業委員会総会において別段の面積の設定について御審議頂いており、こちらにつきましては令和4年12月の総会において20アールで設定する旨承認を頂いているものでございますが、今回農地法第3条第2項第5号が削除されることに伴い、現在の農地取得要件のうち別段の面積以上の農地を3年以上効率的に利用し耕作した者でなければ農地を取得できないという要件が効力を失うため、別段の面積を廃止とさせていただくものであります。なお、今回の廃止日につきましては令和5年3月31日、適用を受ける地区は綾瀬市全域でございます。改正理由としましては、農地法第3条第2項第5号が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条の規定により削除されることとなり、規定

する面積の要件は、適用されなくなることに伴い廃止を行うもので、3月31日をもって当該公示を廃止することとなります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。この件について意見等がありまし  
たらご発言をお願いいたします。10番 栗原委員

○10番（栗原 良晴君）確認といいますか、参考にさせていただきたいと、今の下限面積  
要件は廃止される理由といいますか、37ページの上に、廃止理由のところに、農地法第3  
条第2項第5号の規定に適用されなくなるという、その背景というか、理由を教えてくだ  
さい。

○議長（古塩 貞夫君）事務局。

○事務局長（浦山事務局長）今日、冊子もお配りさせていただいてございます。

ちょっと見ていただければと思いますが、これは全国的な課題としまして、農業者の減少、  
高齢化が加速する中で、認定農業者の担い手だけではなく、経営規模の大小拘わらず意欲  
を持った農業に新規に参入する方をですね、地域内外から取り込むことが重要であるとい  
う趣旨からですね、下限面積をもって農業参入する方への、過大な負担にならないよう  
っていうような趣旨のことからですね、この、農業経営基盤整備促進法等の法律の中で、  
この部分が廃止されたものです。ただ、農業委員会として気を付けなければいけないこと  
から、ちょっと言い方変ですけれど、単にやりたい方だけが、こういったものに入ってる  
ということは審査段階でやはり、農業経営をしっかりできるのかというところは、引き  
続き見ていかなければいけないと、注意事項というふうに認識してございます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農地法第3条第2項第5号に規定する面積に代わるべき別段の面積の廃止について、賛  
成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原  
案のとおり、承認することに決定されました。

次に、日程第8号、議案第15号、綾瀬市新規就農等にかかる基準の一部を改正する基準  
を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書38ページ、39ページをご覧ください。

議案第15号、綾瀬市新規就農等にかかる基準の一部を改正する基準についてでございます。改正の内容につきましては、38ページ、39ページ及び新旧対照表、2ページ、資料3でございます。附則として、令和5年4月1日から施行することとしております。

改正理由につきましては、先ほどの議案第14号にもございましたが、令和5年3月31日までの間に別段の面積を廃止することに伴いまして、4月1日以降の新規就農者の農地取得要件を整理する必要があり、新旧対照表の2ページ、資料3に記載してございますが、新たな要件の設定を行うものでございます。

農地法第3条第2項の農地取得要件の今後の対応につきましては、農地法第3条第2項の農地法農地取得要件の第1号の農地の効率的な利用、同じく第4号の必要な農作業に常時従事、同じく第6号の周辺の農地利用に支障がないことについての取得要件は維持されることとなっており、その他下限面積の廃止に伴う対応につきましては、現在神奈川県及び農業会議において、下限面積要件を廃止したことにより市町村が円滑に業務を行えるよう、農業委員会に関する県の事務提要の取り扱いを現在修正しているところであります、確定後委員の皆様には速やかにお示ししたいと思っております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

綾瀬市新規就農等にかかる基準の一部を改正する基準について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり、承認することに決定されました。

次に、日程第9号、議案第16号、綾瀬市農業委員会 令和5年度最適化活動の目標の設定等案の承認についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（小林主事補）総会議案書40ページから43ページをご覧ください。議案第16号、綾瀬市農業委員会令和5年度最適化活動の目標の設定等案の承認についてでございます。

提案理由は、農林水産省経営局農地政策課長の通知に基づき令和5年度最適化活動の目

標の設定等の案を作成いたしましたので、その承認を求めるものでございます。

41 ページをご覧ください。令和 5 年 4 月 1 日現在の農業委員会の状況につきましては、現在までの状況及び 2020 農林業センサス等による、市内農地面積、農家数、農業者数、農業委員数等の状況のとおりでございます。次に 42 ページをご覧ください。最適化活動の目標でございます。最適化活動の成果目標については記載のとおりでございますが、農地の集積につきましては農業従事者の高齢化等により耕作放棄地が増加してきており、担い手の確保が課題となっております。目標として令和 5 年度は過去 5 年間の実績を基に 3 ヘクタールを目標に設定し、目標以上の増加を達成できるよう担い手への集約化や新規就農者の確保を精力的に行い、後継者のいない高齢農業者等に対して農用地利用集積制度の周知を図り遊休農地の解消を行っていきたいと考えております。43 ページ上段をご覧ください。新規参入の促進でございます。令和 4 年度につきましては、先程議案第 8 号新規就農者の認定に承認を頂いたことから、1 件の新規参入を実現いたしましたが、耕作者の高齢化等の問題とともに参入希望者の条件に見合う農地が少ないと考えられます。同じく 43 ページ中段をご覧ください。最適化活動の活動目標でございます。農地利用最適化推進委員を中心に農地の最適化を推進する活動といたしまして、年 2 回の農地パトロールの結果を踏まえ、疑義のある農地の追跡調査を計画的に行い、是正指導や遊休農地の利用意向調査を行い新たな担い手の確保に向けた調整を行って参ります。また、新規参入相談会への農地利用最適化推進委員や新規就農者に参加していただき、新たな担い手の確保に向けた活動を行って参ります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。10 番 栗原委員

○10 番（栗原 良晴君）これも確認といいますか、参考に教えていただきたいですが、最適化活動の成果目標で、中段ぐらいに目標として、既存遊休農地の解消というところがあるんですが、緑区分の遊休農地の解消の下に注書きがあって、緑区分の遊休農地の解消目標は、令和 3 年度の利用状況調査云々と書いてあるんですが、ここで遊休農地面積の 5 分の 1 というのは、この審議の対象なのか、5 分の 1 というのは既に別に定めてある基準なんでしょうか。

これは、次のページの新規参入のところにも、目標のところの米印 2 のところに、権利移動面積の平均の 1 割以上を記入と書いてあるんですが、これも、この案件の審議対象とし

て、先ほどの遊休農地面積の5分の1とするとか、権利、移動面積の平均の一割以上とするというのも、この案件そのものは審議対象なのか、この数値は別に定まっているのか、ちょっとそこを教えていただきたいと思います。

○議長（古塩 貞夫君）事務局

○事務局（小林主事補）栗原委員から御質問ありました、42ページの②の目標のところですね、令和4年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積、0.31ヘクタールとあるんですが、その下に緑区分の遊休農地の解消目標面積が0.06であります。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長  
○事務局（小林主事補）そここの遊休農地のところの5分の1の面積を記載してくださいという形で0.06にしております。（3）の新規参入の促進のところに関して、②の目標、新規参入者への貸付け等について、農地所有の同意を得た上で公表する農地の面積ですね1.26っていうのが、過去3年間で平均12.63というものから1割を引き出しております。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長  
○事務局（小林主事補）ここはイコールではなくてですね、遊休農地も解消しなくてはいけないですが、これ以外に、農地使ってない農地ありますので、そこも促進をしていくという考え方でございます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長

○事務局長（浦山事務局長）補足させていただきます。栗原委員から御質問ございました、表題の星印につきましては、もともとこの計画策定に当たりまして、基準として記載されている考え方でありますので、本市としましてはこれに基づきましてまず算出するということと、これに対して、新規参入のほうでは1割以上という記載がございますので、その部分は、この中で観察していただいた数字一応1割として、記載してございますが、お詫びいただければというふうに考えているところであります。基本的なこの星印は、考え方を改めて示したんじゃなくて、もともとこの計画策定の中で規定されてるものを使わさせていただいております。

○10番（栗原 良晴君）例えば、遊休農地の5分の1がいいのか悪いのかとか、平均の1割以上にするのがいいのか悪いのかまで、ここで承認したことになるということですが。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長。

○事務局長（浦山事務局長）今おっしゃるとおりですね、この年につきましては基準という考え方で持っていますので、この部分は御審議になるかなと。これに基づいて、この表の記載がされたというふうに御理解いただければと思っております。

○10番（栗原 良晴君）そうすると、5分の1とか1割以上というのはどつか別のところで

審議して、これが妥当だということを決める場所もあるというようなことですか。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長。

○事務局長（浦山事務局長）これにつきましては、もともと、目標としまして、整理、決められたものと認識してございます。綾瀬市の農業委員会でお諮りするものではない、というところで御座います。

○10番（栗原 良晴君）どっかの何かで決まりの中で、5分の1がいいとか、1割以上がいいということは、何かの審議で承認されてるという理解でいいですか。

○事務局長（浦山事務局長）はい。すいません根拠のところがお見せ出来ませんが、既にその部分のところは規定されてる、決まっているものという内容でございます。

○10番（栗原 良晴君）はい、わかりました。その規定が承認されるものであって、それに基づいて具体的に計算したという目標だということで理解いたします。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。綾瀬市農業委員会 令和5年度最適化活動の目標の設定等案の承認について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、原案のとおり、承認することに決定されました。

次に、日程第10号、議案第17号、綾瀬市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（小林主事補）総会議案書44ページから50ページをご覧ください。

議案第17号、綾瀬市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正についてでございます。提案理由につきましては、農林水産省経営局の通知に基づき、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法の内容を反映させるため、所要の改正をいたしました提案するものでございます。

変更点につきましては別添の資料4ですね、3ページから7ページにお示しさせていただいておりますが、主な変更点としましては、文言整理のほか、4ページ、1遊休農地の解消目標として、令和5年3月の3年後報告を改正案では、現状の数値として記載させていただいております。

次に、5ページの2の担い手への農地利用の集積、集約化、6ページの3の新規参入の促進目標につきましても、同様の変更を実施しております。

これらの数値につきましては最終目標である令和3、6年3月の数値を上回っているものでございますが、こちらにつきましては、今回の変更につきましては、経過の知事より、目標値は変更せず、現状の数値のみを変更するよう、指示を受けていることから、このような表となってございます。今後、7月の農業委員会等の改選に伴い、新たな目標設定を年度に行うよう指示されているものでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。綾瀬市農業委員会 令和5年度最適化活動の目標の設定等案の承認について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、原案のとおり、承認することに決定されました。

日程第11号、報告第2号、専決処分等についてを議題といたします。事務局長より報告を願います。

○事務局長（浦山事務局長）日程第11号 報告第2号 専決処分等についてでございます。総会議案書の52ページ、53ページをご覧ください。本件につきまして、同法第5条第1項第7号の規定による届出が5件ございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

始めに、農地法第5条第1項第7号の規定による届出、整理番号2番から6番の5件でございます。転用の内容は、全て住宅敷地で、地積合計446平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に、総会議案書54ページ、55ページをご覧ください。2の農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の事業等の報告についてでございます。

農地所有適格法人が農地を所有し、その農地又はその法人以外の者が所有する農地を耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、毎年、事業の状況、その他事項を農業委員会に

報告しなければならないと規定されており、その提出があつたものでございます。

1 の法人の概要につきましては、名称、[REDACTED]。経営面積は、34,588 m<sup>2</sup>で綾瀬市、大和市ほかで耕作の事業に供しております。常時従事者は、代表者ほか2名、議決権の数は60個、議決権の割合は100%でございます。

2 の事業の種類等につきましては、露地野菜を生産しており、売上高は令和3年の実績が[REDACTED]円、令和4年度の見込みは[REDACTED]万円でございます。

3 の利用権の設定を受けた農地につきましては、記載のとおりでございます。

次に、総会議案書56ページ、57ページをご覧ください。

1 の法人の概要につきましては、名称、[REDACTED]。経営面積は、73,412.50 m<sup>2</sup>で綾瀬市、海老名市ほかで耕作の事業に供しております。常時従事者は、代表者ほか2名、議決権の数は1,000個、議決権の割合は100%でございます。

2 の事業の種類等につきましては、露地野菜、水稻を生産しており、売上高は令和3年の実績が[REDACTED]円、令和4年の見込みは[REDACTED]万円でございます。

3 の利用権の設定を受けた農地につきましては、記載のとおりでございます。

次に、総会議案書58ページ、59ページをご覧ください。

3 の農用地利用状況報告でございます。この報告は、「綾瀬市新規就農等にかかる基準」の規定に基づき、農地利用集積計画により利用権の設定を受けた新規就農者が、就農後3年間その農地の利用状況を1年ごとに農業委員会へ提出されるものでございます。このたび、1名の新規就農者から記載のとおり提出されております。後ほど、お目通し願います。

次に、総会議案書60ページをご覧ください。

4 の農地法適用除外処分でございます。神奈川県厚木土木事務所東部センター所長から協議がありましたのでご報告いたします。本件につきましては、農地を農地以外に使用する際は、農地法の規定により、農地転用の許可が不要となるもので、その協議があつたものでございます。これは神奈川県が行います一級河川目久尻川河川改修工事に伴い、施行ヤード、資材置場及び仮設事務所として、所有者の同意を得て令和5年5月31日までの間、一時的に転用するものでございます。使用貸人及び届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第1号、専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、第33回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

11時14分 閉会

綾瀬市農業委員会會議規則第19条第1項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫



綾瀬市農業委員会委員

鈴木 洋一



綾瀬市農業委員会委員

栗原 良晴



